

# データ連携の方向性について

---

令和4年10月17日

第7回 GIGAスクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議

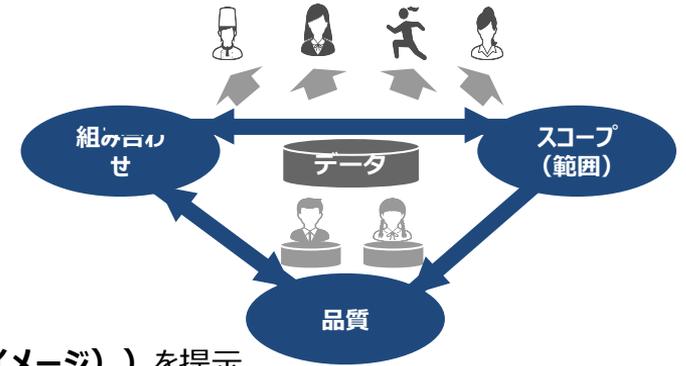
デジタル庁

# ロードマップのポイント①（総論）

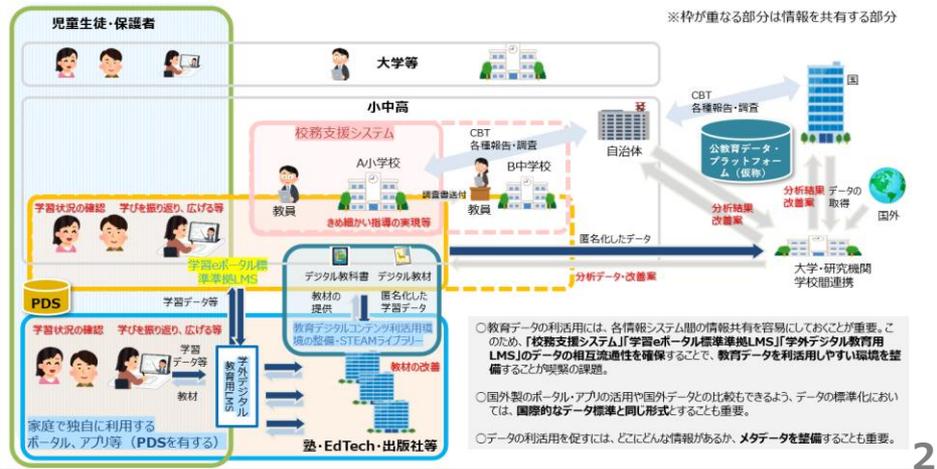
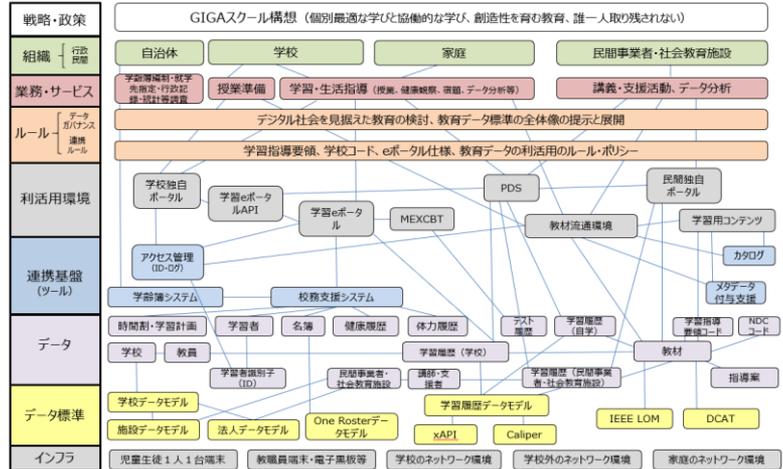
- 昨年9月のGIGAスクール構想に関するアンケートの取りまとめに引き続き、関係省庁で教育データの利活用に向けたロードマップの策定に着手。まず、教育のデジタル化のミッションを「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」と掲げ、そのためのデータの①**スコープ（範囲）**、②**品質**、③**組み合わせ**、の充実・拡大という「**3つの軸**」を設定。 **誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会**



GIGAスクール構想に関するアンケートの主なスコープ



- これらを実現するために、**教育データの流通・蓄積の全体設計（アーキテクチャ（イメージ））**を提示。



# ロードマップのポイント③（短期・中期・長期での目指す姿）

● 大きく3フェーズ（短期→中期→長期）に分けると、それぞれで実現を目指す姿は以下のとおり。今後、育成を目指す資質・能力の明確化・指標化とあわせ、実証事業においてユースケースを創出しながら、工程表（後掲）に基づく施策を進めていく。

## 短期（～2022頃）

- 教育現場を対象にした調査や手順が原則オンライン化
- 事務等の原則デジタル化など、校務のデジタル化を進め、学校の負担を軽減
- インフラ面での障害要因（例：ネットワーク環境）の解消
- 教育データの基本項目（例：法令や調査で全国で共通的に取得されている主体情報）が標準化

### <論点・課題>

情報が紙で処理されており、調査や事務の負担が重い



### <目指す姿>

調査等のオンライン化で校務負担が軽減



## 中期（～2025頃）

- 学習者が端末を日常的に使うようになり、教育データ利活用のためのログ収集が可能
- 内容・活動情報が一定粒度で標準化され、学校・自治体間でのデータ連携が実現
- 学校・家庭・民間教育間でのそれぞれの学習状況を踏まえた支援が一部実現

### <論点・課題>

学校や自治体間のデータ同士の結びつきなし



### <目指す姿>

データの標準化によりEBPMの推進や新たな教授法・学習法の創出



## 長期（～2030頃）

- 学習者がPDSを活用して生涯にわたり自らのデータを蓄積・活用できるように
- 内容・活動情報の更に深い粒度での標準化が実現
- 支援を必要とするこどもへのプッシュ型の支援が実現
- 真に「個別最適な学び」と「協働的な学び」が実現

### <論点・課題>

「学校で」「教員が」「同時に」「同一学年の児童生徒に」「同じ速度で」「同じ内容を」教えるという、学習指導の基本的な枠組みでは十分に対応できない可能性



### <目指す姿>

誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる



## 実現のためのKPIの考え方

※多角的な側面から測定することが重要

- 調査・手順のオンライン化の進捗状況
- 校務のデジタル化の進捗状況
- インフラ面での指標（端末、ネットワークetc.）
- 日常的な端末活用

- ICTを活用した個別最適な学び・協働的な学びの実現状況
- 情報活用能力の向上（R4情報活用能力調査）
- データ利活用状況
- 教職員のICT活用指導能力の向上
- 教職員の業務削減（R4教職員勤務実態調査）

- 学力の向上（全国学力・学習状況調査等）
- いわゆる非認知能力とされているものの向上（全国学力・学習状況調査等）
- 教職員の業務削減（R4教職員勤務実態調査）

2. 具体的な課題と改善の方向性 (5/10) 【データ連携に関する観点】

⑤ 帳票類の標準化が道半ば

● 全国地域情報化推進協会データの一部（指導要録、健  
ている。その一方で、各教育  
のデータの互換性が失われ、  
が多く生じているとの指摘があ  
● また、出席簿、学校日誌等の  
タミスが行われ、調達コスト  
データベース移行を困難にする一

具体的な課題

改善の方向性

◎ 転校・進学時におけるデータの  
につなげるとともに、一人一人  
い必要がある。  
◎ そのためには、国が各設置者  
原本電子化を前提としたデー  
子化の促進の観点から、各種  
録について、既に押印を省略  
様式は、依然として押印を求  
◎ 帳票類のデータの標準化の状  
化についてもAPPLIC、ICT C

2. 具体的な課題と改善の方向性 (6/10) 【データ連携に関する観点】

⑥ 学習系データと校務系データとの連携が困難

● GIGAスクール構想による1  
膨大な学習系データが生成  
合、円滑なデータのやり取りが  
● ネットワーク間に中間サー  
のためのコスト負担が大きく、  
データのみ通す前提で構築す  
● また、ネットワークが分離して  
が多く、整備コストの増加や

具体的な課題

改善の方向性

◎ いわゆるゼロトラストの考え  
ネットワーク分離による対策を  
ネットワークと校務系ネットワ  
◎ これにより円滑なデータ連携  
データに基づく学校経営の高  
◎ こうした取組と併せ、教員の  
末を一台に統合）することは、校務  
(※1) ネットワーク環境において、守るべき情報資産にアクセス  
可能とする複数の事業主体が組み合わさるならぬこと  
(※2) ネットワーク上の情報資産を介して、アクセス可能な事  
(※3) 教室から出欠情報を校務支援システムへ直接入力する

具体的な課題

改善の方向性

◎ 校務系・学習系システムに蓄  
るデータなど）を相互に連携  
個別最適な学びの一層の推  
学校経営の改善、教育委員  
きである。  
◎ このため、文部科学省「教育  
がら教育・保育・福祉・医療  
連携による支援実証事業」に  
い必要がある。

2. 具体的な課題と改善の方向性 (7/10) 【データ連携に関する観点】

⑦ 教育行政系・福祉系データ等との連携が前提となっていない

● GIGAスクール構想の進展に  
科学省では基盤的ツール  
(MEXCBT)の開発・運用  
状況調査のCBT化を推進す  
る取組を行っている。  
● こうした新たな政策展開は、  
現行の校務支援システムとの

具体的な課題

改善の方向性

◎ 校務系・学習系システムに蓄  
るデータなど）を相互に連携  
個別最適な学びの一層の推  
学校経営の改善、教育委員  
きである。  
◎ このため、文部科学省「教育  
がら教育・保育・福祉・医療  
連携による支援実証事業」に  
い必要がある。

2. 具体的な課題と改善の方向性 (8/10) 【データ連携に関する観点】

⑧ ほとんどの自治体で学校データを教育行政向けに可視化するインターフェイスがない

● 現行の統合型校務支援システムの中には、児童生徒の重要情報を一画面に統合して閲覧し  
やすくする機能（児童生徒ダッシュボード）が実装されているものも一部にあるが、教育に関す  
る様々なデータを学校レベルで統合・可視化するダッシュボード機能は一般的ではなく、校長の  
学校経営改善や教育委員会による学校経営指導・教育諸施策の策定を高度化・効率化し  
ていく上で、改善の余地がある。

具体的な課題

改善の方向性

◎ 今後は、⑥ (P.7) や⑦ (P.8) で述べたように、データの利活用を進めるため、校務系・学習系  
データのみならず、首長部局が有する福祉系データなども学校レベルで統合・可視化したり、  
個々の学校の現状や課題を可視化する機能を実装することで、校長の学校経営を効果的に  
支援するとともに、教育委員会によるデータに基づく学校経営指導や効果的な施策の展開に  
活かす必要がある。その際、当該機能を校務支援システムの中に構築するか否かについては、  
引き続き検討が必要。

### 3. 教育データの蓄積と流通の将来イメージ

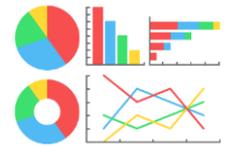
（教員の立場から）

#### 学級・学校経営、生徒指導

学級状態が分かる  
「ノーマーク」の児童生徒を早期発見  
きめ細かな指導に活かせる  
担任以外も含めチームとしての支援が可能に



施策の効果が分かる・改善できる



データがたまる・つながる



あらゆるコンテンツがつながる

#### 教育関係業務の効率化

自動で転記・集計で無駄な仕事削減  
授業研究に割ける時間が増加



#### 指導計画・授業準備

受け持つ生徒に適した教材が見つかる



新鶴 長崎之図

出典：国土地理院ウェブサイト

#### 情報交換のプラットフォーム

地域・学校を超えてノウハウを共有



指導要領：中学社会・歴史的分野  
2内容 B近世までの日本とアジア (3)近世の日本  
ア 知識 (イ)「鎖国などの幕府の対外政策」

### 3. 教育データの蓄積と流通の将来イメージ

（行政機関・研究機関の立場から）

#### プッシュ型の支援

真に支援が必要な子供達のデータを個人情報  
の保護に配慮の上、関係機関で連携すること  
により、プッシュ型の支援ができる



#### EBPMによる政策改善・制度設計

標準化されたデータに基づき分析を行い、政策  
の改善や新たな制度の設計に活用



#### 効果的なカリキュラムや指導法の開発

人の学習過程や教員の「匠の技」の可視化により、  
効果的なカリキュラムや指導法の開発が容易に



データがたまる・つながる



あらゆるコンテンツがつながる

#### 新しい知見を学習指導要領の改訂に反映

学習状況を多角的なデータで把握し、得られた  
知見をカリキュラムやその他制度の見直しに反  
映



#### 優良事例の横展開

学校・地域の優良事例を横展開したり、類  
似自治体と比較した施策改善が容易に

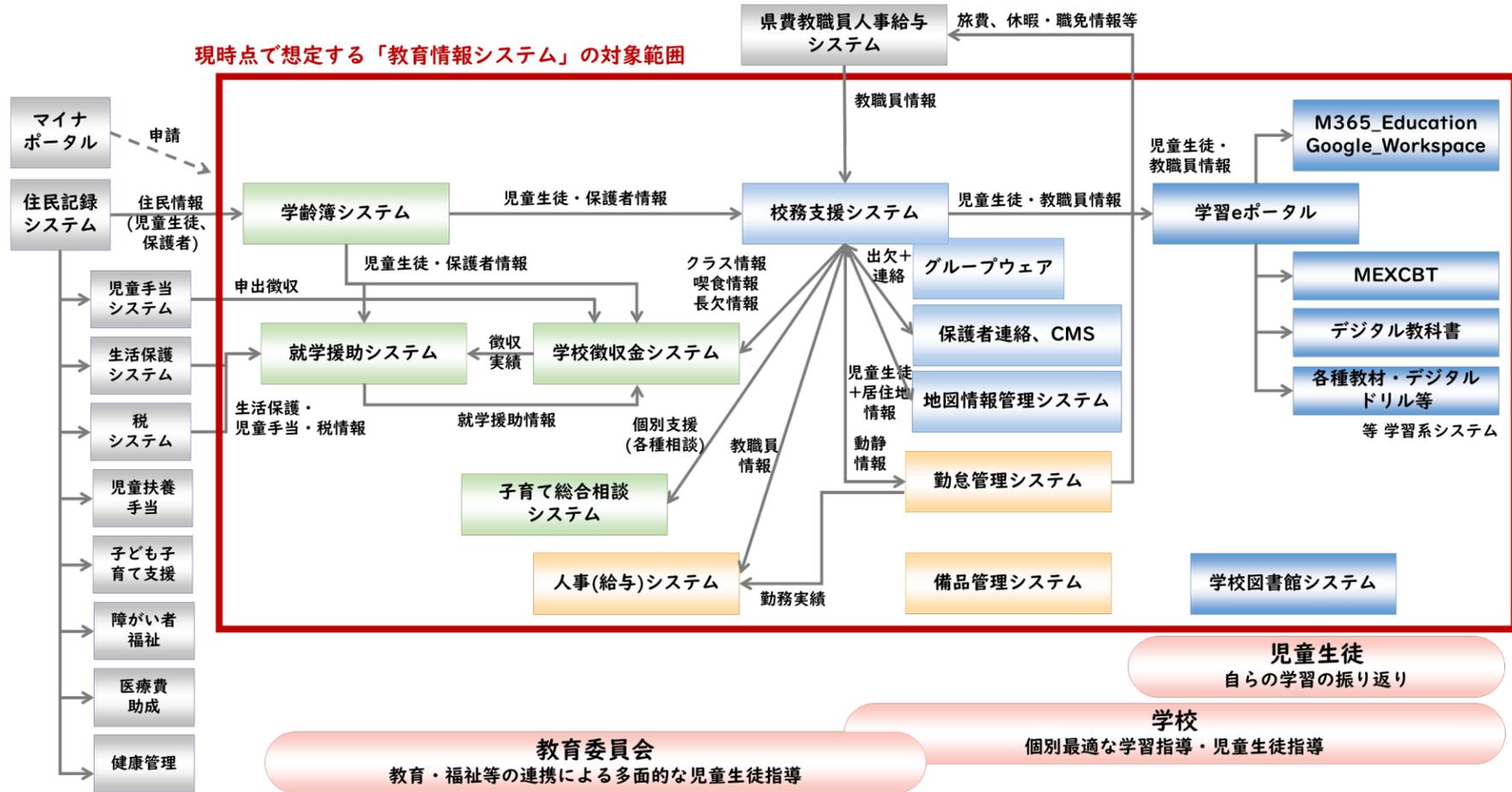


# 校務系と学習系のデータ連携について

---

# 教育情報システムの全体像

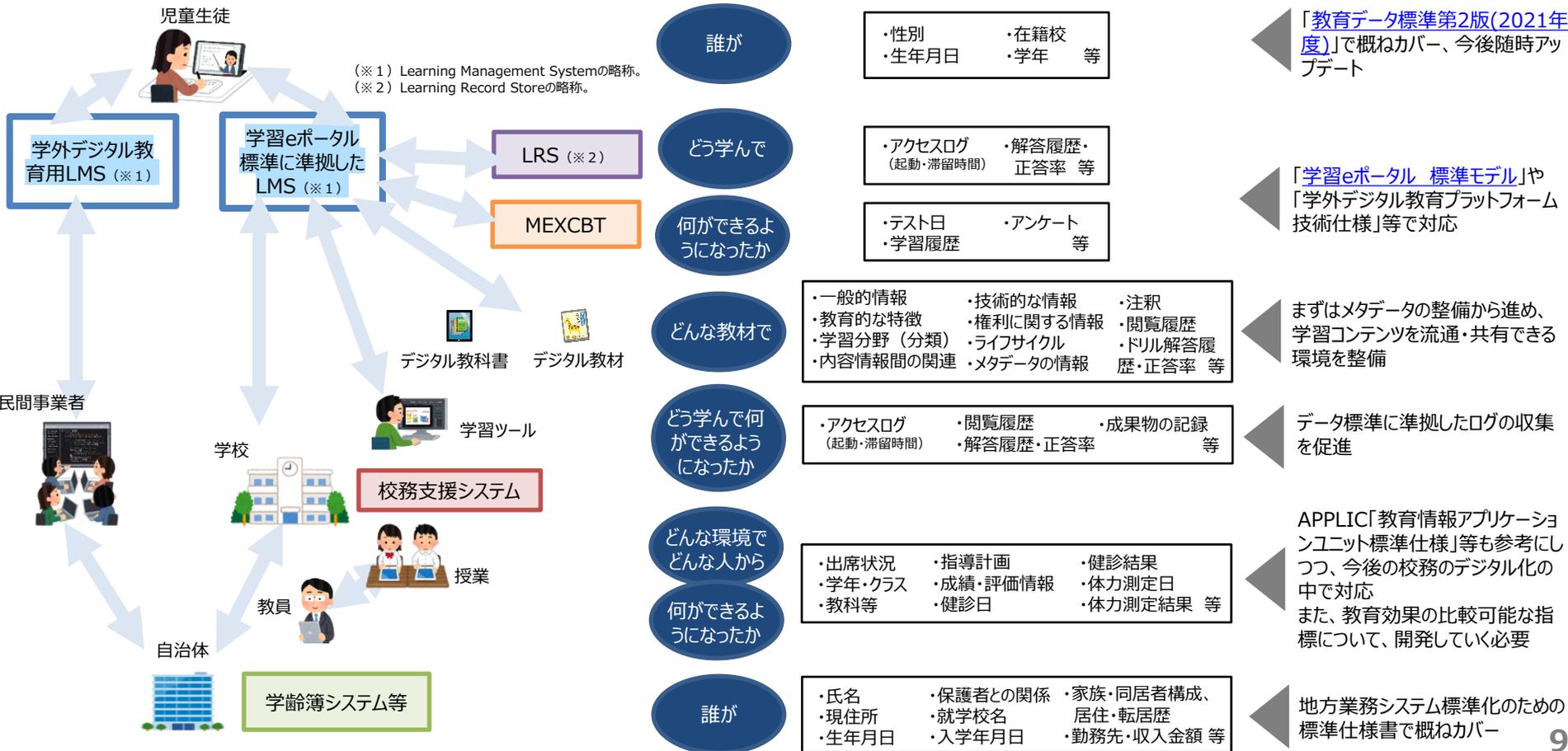
現時点で想定する「教育情報システム」の対象範囲



# 5. 教育データの標準化（進め方の全体像）

教育データ利活用ロードマップ（令和4年1月7日）より  
デジタル庁、総務省、文部科学省、経済産業省

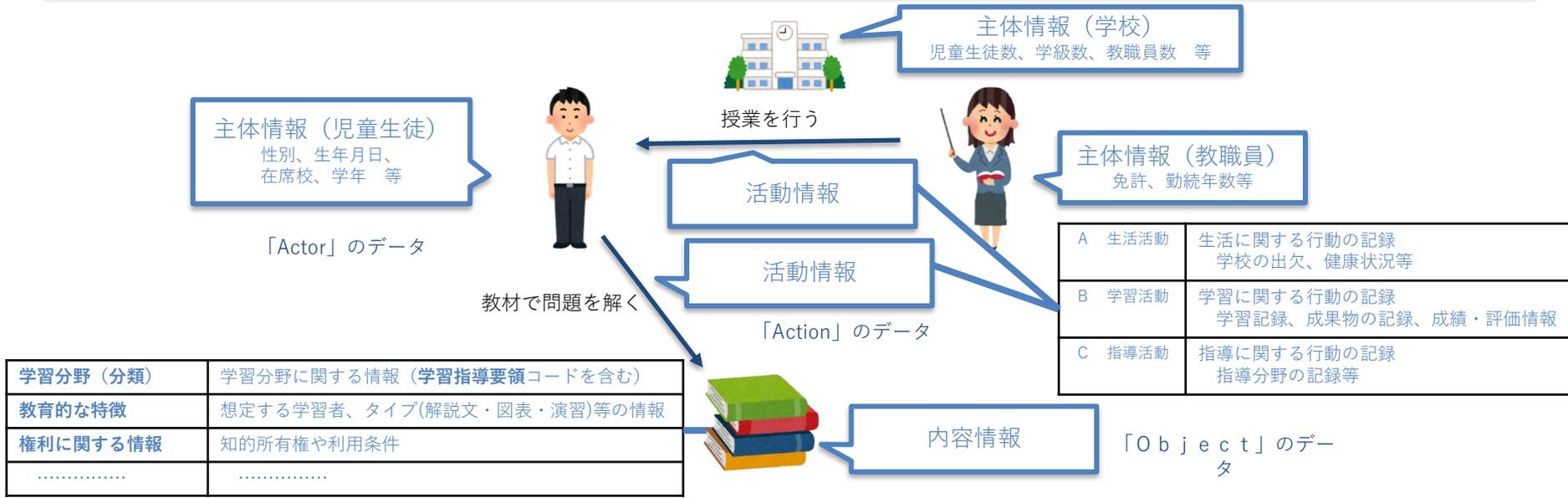
- 主体情報・内容情報・活動情報それぞれについて、優先順位をつけながら、随時標準化を行っていく。（※データ項目はあくまでも例）



# 4. 教育データの全体像（基本的な考え方）

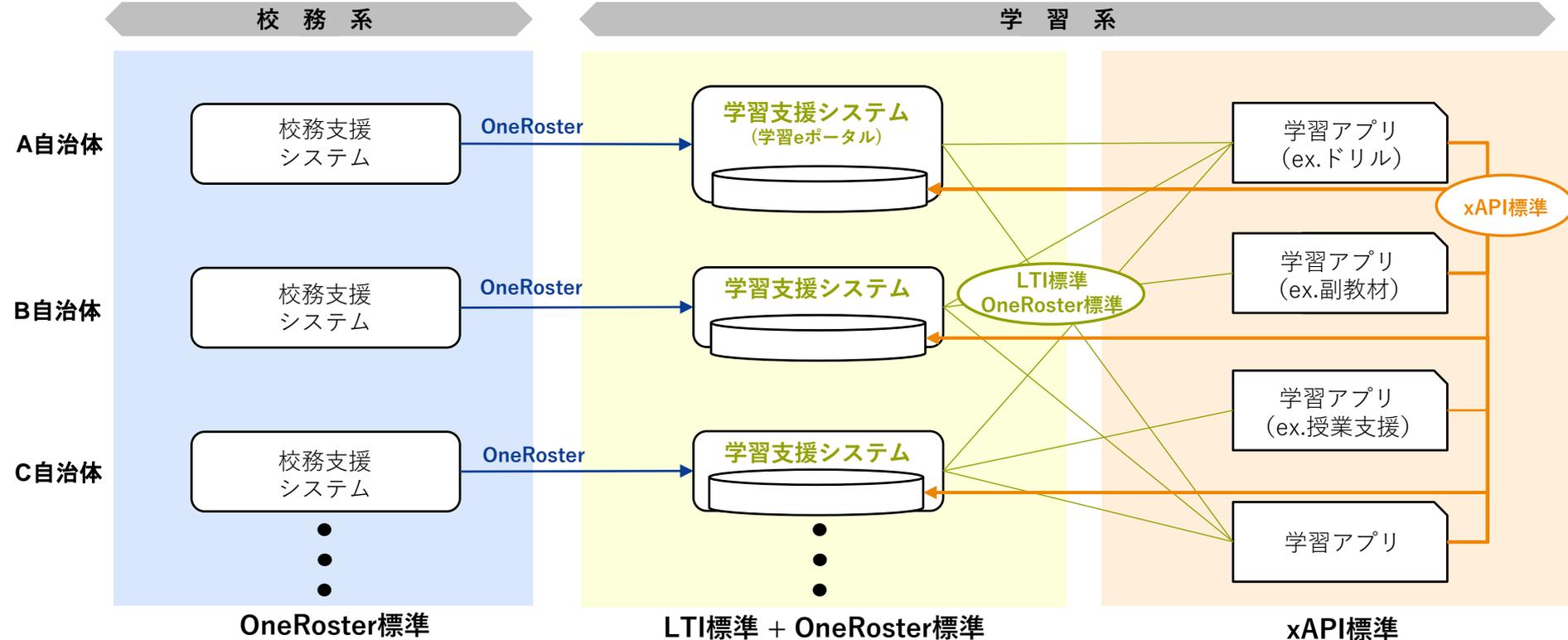
## 教育データ標準の枠組み

- データの標準化は、教育データの相互流通性の確保が目的であるため、あらゆる取得できる可能性のあるデータを対象に行うのではなく、全国の学校、児童生徒等の属性、学習内容等で共通化できるものを対象とする。
- 教育データを、①主体情報、②内容情報、③活動情報に区分する。
  - ①主体情報 … 児童生徒、教職員、学校等のそれぞれの属性等の基本情報を定義。
  - ②内容情報 … 学習内容等を定義。
  - ③活動情報 … 何を行ったのかを定義（狭義の学習行動のみだけではなく、関連する行動を含む）



（留意点）  
 ・標準化の対象はデータの全てを網羅するものではなく、データの相互運用性を図る観点から全国的な定義の統一が必要なもののみである。  
 ・ここで定義している情報を各学校等で集めなければならないものではない。（法令等で規定されている情報等は当該規定に従う必要がある。）  
 ・標準項目以外に各学校設置者、学校で必要と考えるデータがあれば独自に定義して活用することは可能。

教育関連データのデータ連携の実現に向けた実証調査研究（教育における広域なデジタルコンテンツの利活用環境整備と連携）における実証の取組イメージ（令和4年度実施予定）



年度更新（新入生、学年の変更）、  
転校への対応の効率化等



児童生徒の学習管理、  
学習履歴の蓄積・分析



単一端末から多様なアプリケーション  
にSSO等でシームレスに接続

# 教育、保育、福祉、医療等の分野を横断した データ連携について

---

## 一 こどもに関する各種データの連携による支援実証事業について

- 個人情報の保護に配慮の上、地方公共団体において教育・保育・福祉・医療等のデータを分野を超えて連携させ、真に支援が必要なこどもや家庭に対するニーズに応じたプッシュ型の支援に活用する際の課題等を検証する実証事業を実施。

- 実施箇所（7団体）

埼玉県戸田市、東京都昭島市、石川県加賀市、愛知県、兵庫県尼崎市、広島県、福岡県福岡市

**※ 国が一元的にこどもの情報を管理するデータベースを構築することは考えていない。**

- 予算

令和3年度補正予算 7.3億円

- 事業内容

- ① データ項目等に係る調査研究（ユースケースの調査や必要なデータ項目、制度面・運用面での課題の検証）
- ② 自治体におけるデータ連携の実証に係る調査研究（自治体におけるデータの連携方策の実証）

- 募集概要

応募数 20団体（うち、都道府県3、政令市2、中核市3）

募集期間 令和4年2月4日～2月28日

- 今後の予定

- |      |                          |
|------|--------------------------|
| 4月   | 検証受託事業者（自治体実証とりまとめ機関）の募集 |
| 5～6月 | 検証受託事業者と各自治体の契約後、実証開始    |

## データ連携の目的

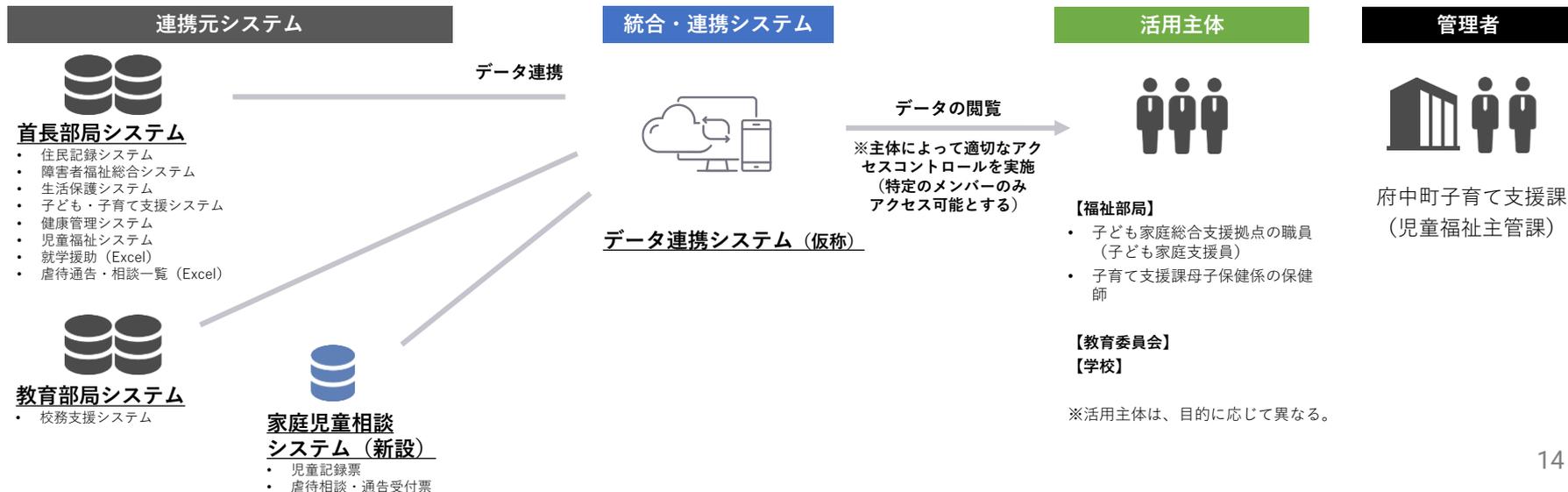
こどもの育ちに関係する様々なリスクを、表面化する前に把握して予防的な支援を届けることにより、様々なリスクからこどもたちを守り、こどもたちが心身ともに健やかに育つこと。

## 概要

- 福祉や教育などのこどもの育ちに関係する様々な情報を基に、「データ連携システム（仮称）」がリスク（児童虐待、長期欠席、問題行動など）予測を行う。
- 各種情報や「データ連携システム（仮称）」のリスク予測結果を参考とし、子ども家庭総合支援拠点が対象者を決定。
- 調査を踏まえて、予防的な支援を継続的に行う。

## データ連携の概要

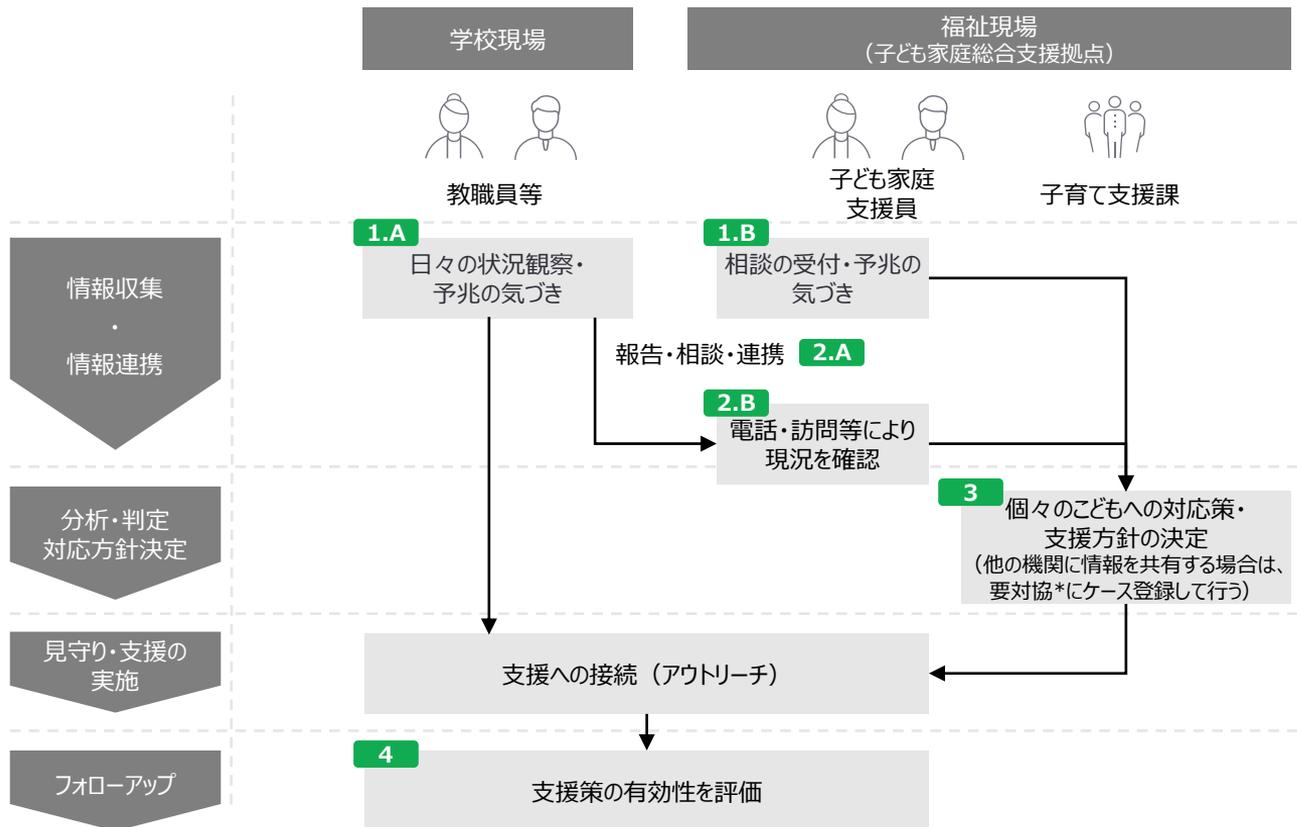
※現時点の計画のため、今後変更の可能性あり



# 想定されるユースケースの例（実証事業参加団体である広島県府中町の例）

こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム（第4回）より

## As-Is：現状の課題



\*要対協=要保護児童対策地域協議会

**1.A**  
こどもの異変への気づきが遅れることや**報告の是非の判断が難しい**場合がある。

**1.B**  
紙からの転記が必要な場合もあり、**情報の記録に手間を要する**。

**2.A**  
▶ 関連機関への情報共有がうまく実施されず、**情報共有が遅れる場合がある**。  
▶ 組織間の連携が上手くいかず、**担当部署の対応内容が共有されにくい**。

**2.B**  
関連情報の取得は電話等での問合せがメインであるため、**マンパワーと時間を要する**。

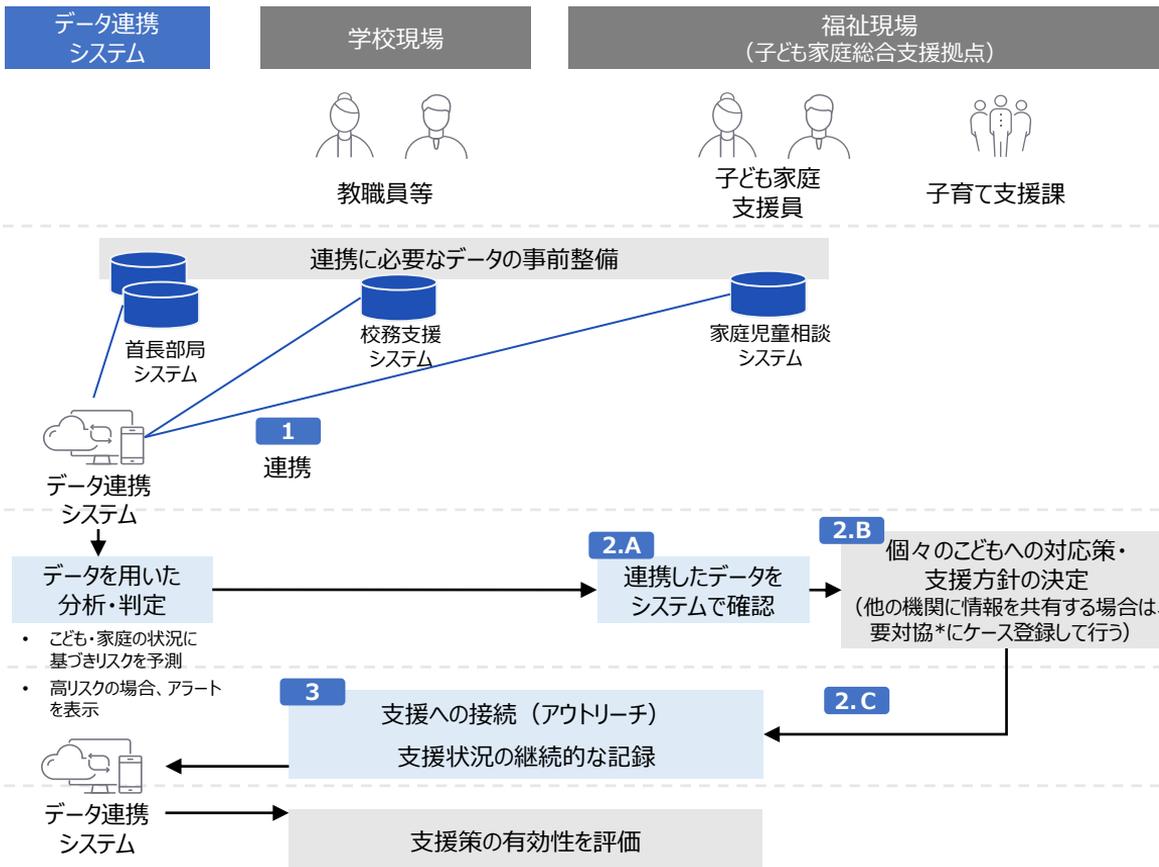
**3**  
関係機関への**情報提供用の資料を都度作成する必要がある**。

**4**  
▶ **支援策の効果が共有されず、支援策の有効性を評価することが難しい**場合がある。  
▶ 業務多忙、進級等により**継続案件の適切な管理が難しい**場合がある。

# 想定されるユースケースの例（実証事業参加団体である広島県府中町の例）

To-Be : 課題解決方法

こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム（第4回）より



\*要対協=要保護児童対策地域協議会

1

こどもの異変を早期発見するために必要なデータをシステム間で連携

2.A

システムがリスク評価・判断をサポート

2.B

個別ケースの相談における情報連携にかかる時間を短縮

2.C

関連機関への情報共有を速やかに実施（現場担当者からこどもの異変についての連携が遅れるケースを減らす）

3

- ▶ こどもの状態変化、経過記録が確認可能
- ▶ システムによる入力補助・省力化により記録にかかる時間を短縮

# こどもに関する情報・データ連携で想定される効果（広島県府中町の例）

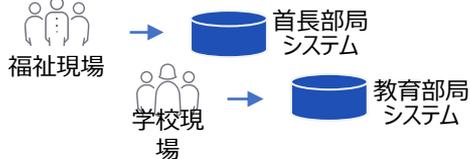
\*要対協=要保護児童対策地域協議会  
\*関係者会議=家庭児童相談、学校等との個別会議

こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム（第4回）より

現場の担当者がこどもの状態変化に気づけなかった等の場合でも、データ連携により困難な状況にあるこどもの状態を察知し、こどもに関する正確な情報を関係者会議において連携することで、適切な支援方針の決定、支援の実施が可能になる。（青字：データ連携の成果）

## ①こどもの状態を記録

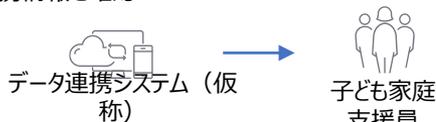
各主体が日々の業務の中で確認したこども・家庭の状態をシステムに記録



行政の保有する情報を自動で連携し、関係者間で素早く共有・分析できる仕組みを構築することが出来る。

## ③情報収集、未確認情報との照合

- 子育て支援課の子ども家庭支援員が中心となり、システムによるリスクスコアを定期的に確認
- 基準よりリスクスコアが高いこどもについて、リスク項目や連携情報を確認



リスク予測に利用された情報や、システム連携した福祉サービス状況、健診の結果など、過去データや類似事例をあわせて確認することが出来る。

## ⑤対象のこどもの調査を実施

あらかじめデータが連携されているため各種相談（虐待通告等）に基づく調査等を迅速に実施



- 支援が必要と判断されたこどもについて、迅速な調査着手が可能となる。
- 未就学児は保健師、就学児は教職員等にリスク項目や連携情報が共有される。

## ①情報記録

## ②リスク予測

## ③予測確認

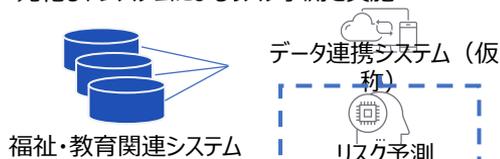
## ④対象者決定

## ⑤調査

## ⑥支援

## ②システムによるリスク予測

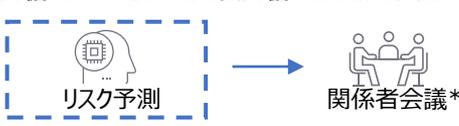
各主体が記録したデータと基幹システムのデータをシステム上で一元化し、システムによるリスク予測を実施



- システムの予測により、これまで表面化していないリスクを未然に把握し、重篤化する前に予防的介入が可能
- その後の対応結果をシステムに反映させ、予測精度の向上を図ることも将来的に考えられる。

## ④緊急性を判断し、支援方針を決定

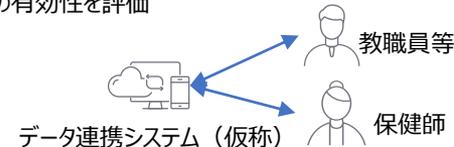
- システムの予測を参考に見守り対象のこどものリスクアセスメントを実施し、関係者会議で支援対象者を決定
- 要対協\*ケースについては要対協\*で方針を決定



- 就学前と就学後、福祉と教育など多面的な情報を基に分野の違う専門職員によるアセスメントの向上
- データに基づいた支援を行うことにより、経験値によらない対応・長期的な体制構築が可能になる。

## ⑥調査結果を踏まえて支援を実施

- 関係機関と連携し、対象のこども・家庭への支援を実施
- システムにこどもの状態変化、経過記録を確認し、支援策の有効性を評価



調査を踏まえて面談、電話、訪問等の支援を行うとともに、必要に応じて関係部署と連携して継続的な支援を行うことが可能になる。

# こどもに関する各種データの連携による支援実証事業にて各自治体が扱う情報の一覧（実証事業計画より）

こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム（第4回）資料より作成

		埼玉県戸田市	東京都昭島市	石川県加賀市	愛知県立医療機関	兵庫県尼崎市	広島県・府中町	福岡県福岡市
首長部局	基本情報	住民情報	住民記録システム	税・所得関連情報	—	住民記録システム 税務総合システム	住民記録システム	住民記録システム
	福祉関連情報	乳幼児健診	健康管理システム	母子保健関連情報 予防接種情報	—	保健衛生システム	健康管理システム	母子保健システム 母子父子寡婦福祉資金貸付シ 保健福祉総合システム システム
		保育園・幼稚園	子ども子育て支援シ ステム	児童手当関連情報	子ども・子育て支援制 度システム	児童扶養手当システム	子ども・子育て支援シ ステム	子ども・子育て支援シ ステム
			児童手当・医療シ ステム 障害福祉システム 生活保護システム こども総合相談シ ステム	生活保護情報	障害福祉総合システム 発達相談の診察記録等	児童福祉システム	児童福祉システム 障害者福祉総合システム 生活保護システム 虐待通告・相談一覧 (Excel) 家庭児童相談システム	児童手当・児童扶養手当シ ステム 公費医療システム 生活保護システム 児童相談システム
教育関連情報	学齢簿情報	—	就学援助情報	—	学齢簿管理等システム	就学援助（Excel）	—	
教育部局	校務系情報	校務支援システム	校務支援システム	校務支援システム	—	校務支援システム 保健管理システム	校務支援システム	校務支援システム 給食費システム 学校徴収金システム 児童生徒管理システム 就学援助システム
	学習系情報	埼玉県学力・学習 状況調査 非認知能力調査 その他学習系情報	—	学習支援システム	—	—	—	—
その他	医療情報	—	—	—	院外問診シ ステム 情報	—	—	—

# データ連携の取組から見た論点

こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム（第4回）（デジタル副大臣、内閣府副大臣、厚生労働副大臣、文部科学副大臣）で示された論点整理についてのご紹介

- 潜在的に支援が必要なこどもの早期発見のためのデータ連携として有用性の高いデータ項目について精査し、～（中略）～地方公共団体が参照できるように提示する必要がある。また、データ項目の精査にあたっては、地方公共団体が業務システムで既に利用しているデータ項目や基幹業務システムの統一・標準化の取組を踏まえて、地方公共団体がデータを取得する際の手間やコストについても考慮する必要がある。
- 同一団体内において、共通の宛名番号を利用できる場合は、これを活用することが一例として考えられるため、まずは宛名番号をベースにデータ連携を進めて行くことが考えられる。

# 参考

---

# 論点整理の概要 ①

## 2. 潜在的に支援が必要なこどものためのデータ連携の手法

- 副大臣PTにおいて検討するデータ連携は、潜在的に支援が必要なこどもを支援につなげることを目的として、地方公共団体等がそれぞれにおいて分散管理する情報やデータを連携するものであり、国が情報やデータを一元的に管理するデータベースを構築するものではない。支援が必要かどうかを判断するにあたっては、専門的知見を有する職員によるアセスメントは不可欠であり、データ連携は当該職員の判断の一助になる。
- 先行事例や実証事業では、デジタルデータを用いた困難な状況にあるこどもの分析・判定は、人によるアセスメントを行う前段階において、補助的に行われている。基本的な流れは以下の①～④が考えられる。
  - ① デジタルデータを用いた困難な状況にあるこどもの分析・判定
  - ② 人によるアセスメント
  - ③ 個々の対応策の検討
  - ④ 支援への接続

## 3. データ項目の考え方

- データ項目は、先行事例や先行調査研究、地方公共団体のデータ項目の標準仕様・レイアウト等を参照しながら、潜在的に支援が必要なこどもの早期発見のためのデータ連携として有用性の高いデータ項目について精査し、個人情報等の適正な取扱いを確保するとともに、個人のプライバシーを保護しつつ、利用目的に沿った必要な範囲内でのデータ連携となるよう、実運用に向けた整理・分析を行った上で、地方公共団体が参照できるように提示する必要がある。また、データ項目の精査にあたっては、地方公共団体が業務システムで既に利用しているデータ項目や基幹業務システムの統一・標準化の取組を踏まえて、地方公共団体がデータを取得する際の手間やコストについても考慮する必要がある。

## 論点整理の概要 ②

### 4. データ連携を実現するための在り方（体制や個人情報等の取扱い）

- 個人情報等の適正な取扱いを確保するにあたっては、地方公共団体等がそれぞれにおいて分散管理する情報やデータを連携させるための法令等に基づいた適切な管理を行う体制を、地方公共団体内の複数の主体が連携して構築する必要があることから、これに対応したデータガバナンス体制の構築に取り組むことが重要であり、策定を進めている実証事業ガイドラインの中で示す予定である。
  - ① **総括管理主体**：各担当部局からデータを集約し組み合わせる部局 を中核に、
  - ② **保有・管理主体**：教育・保育・福祉・医療等のそれぞれの分野に関するデータを保有する担当部局
  - ③ **分析主体**：総括管理主体が扱う情報についてデータ分析を行う者
  - ④ **活用主体**：データの提供を受けプッシュ型（アウトリーチ型）の支援につなげる者が適切な役割分担と責任関係を構築した上で、各主体の事務処理状況をチェックする体制の整備を行い、個人情報等の適正な取扱いを確保しながら、取組を進めることが重要である。
- 個人情報等の安全管理のため、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物的安全管理措置、技術的安全管理措置を取ることが求められる。
- 先行事例や実証事業を踏まえ、令和5年4月に全面施行される改正後の個人情報保護法の下、個人情報等の適正な取扱いを確保することができるよう、個人情報等の利用目的の適切な設定なども含め、実証事業中の地方公共団体が円滑に令和5年度以降も継続して事業に取り組めるよう年内目途にガイドラインの改訂を行う必要がある。

### 5. プッシュ型（アウトリーチ型）支援の取組等について

- プッシュ型（アウトリーチ型）の支援によって誰一人として取り残すことなくきめ細かな支援が行き届くような体制を地方公共団体において整備できるよう、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の配置の充実を含めた予算措置等を検討する必要がある。
- 子ども・若者育成支援推進法において地方公共団体の努力義務とされている子ども・若者支援地域協議会の設置促進・機能強化のための取組を抜本的に強化するとともに、子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会との有機的な連携を図る必要がある。

## 論点整理の概要 ③

### 6. その他、制度面・運用面での課題（全国展開に向けた方策）

- (1) 分野横断的なデータ連携のための各分野における業務のデータの標準化等の取組
  - 今後、先行事例や実証事業を踏まえて、全国的に有用な機能やデータ項目が判明した場合は、システムに実装すべき機能等として、新規に標準仕様書に追加することが求められる。また、標準化対象事務以外の事務に関するデータが、地方公共団体等において共通的に収集することが、住民の利便性の向上や自治体の行政運営の効率化に寄与すると実証事業等を通じて判明した場合には、当該事務に係る機能及びデータの標準化などの取組を進める必要がある。また、これらの地方公共団体が活用するデータ項目については、政府相互運用フレームワーク（GIF）に準拠し整備していく必要がある。
- (2) 地方公共団体における分野横断的なデータ連携のための識別子及びデータの相互運用性確保等の取組
  - 同一団体内において、共通の宛名番号を利用できる場合は、これを活用することが一例として考えられるため、まずは宛名番号をベースにデータ連携を進めて行くことが考えられる。マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループで検討されている、情報連携の基盤である公共サービスメッシュの整備にかかる検討を踏まえながら、適切なデータ連携が行えるよう、実証事業等を通じて整理していく必要がある。
  - 転居等が発生した場合、異なる団体間での情報連携の在り方について、同一団体内でのデータ要件・連携要件の標準や健診情報などの先行する分野における他の団体間での連携の取組などを参考に、実証事業等を踏まえて引き続き適切なデータ連携が行える環境の整備について検証を行う必要がある。

### 7. おわりに

- 令和4年度の実証事業の進捗やそこで明らかになった成果・課題を関係府省庁で共有し、必要な方策を検討することとし、必要に応じて副大臣PTの開催を検討する。
- 現在法案審議中のこども基本法及びこども家庭庁設置法が成立した場合には、こども家庭庁が令和5年4月1日に創設されることとなる。こども家庭庁創設後は、本論点整理やデジタル庁における検討の成果を踏まえ、こども政策の司令塔機能を有するこども家庭庁が中心となり、関係府省庁と連携して取組を推進していく。